

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金を交付するにあたり、平成30年7月豪雨による災害により甚大な被害を受けた地域において、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる中小企業等グループが策定する復興事業計画を認定する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) この要綱において「平成30年7月豪雨による災害」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）により指定された特定非常災害をいう。
- (2) この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (3) この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。
なお、復興事業計画の目的を遂行するにあたり、中小企業等グループの構成員に、中小企業者以外の者が一部入ることを妨げない。
- (4) この要綱において「復興事業計画」とは、平成30年7月豪雨による災害に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(認定の要件)

第3条 復興事業計画の認定は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- 一 中小企業等グループが次のいずれかの機能を果たすと見込まれること。
 - ア 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしていること。
 - イ 事業規模や雇用規模が大きく、県の経済・雇用への貢献度が高いこと。
 - ウ 県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
 - 二 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、平成30年7月豪雨による災害のため次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
 - ア 平成30年7月豪雨による災害のため事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
 - イ 平成30年7月豪雨による災害の後であって、直前1月の売上が平成30年7月豪雨による災害前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。
 - 三 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等が岡山県内に属すること。
- 2 前項の要件については、商店街等にあつては、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- 一 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。
 - ア 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
 - イ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。

ウ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。

二 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

三 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事務所等が岡山県内に属すること。

(復興事業計画評価委員会)

第4条 中小企業等グループから申請のあった復興事業計画の認定に際して、計画認定の事務の手續きの明確化及び透明化を図るため、復興事業計画評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会は、以下のグループ機能の属性ごとに復興事業計画を評価する。ただし、第7条に規定する変更申請のうち、軽微な変更についてはこの限りではない。

グループ機能の属性
①【サプライチェーン型】
②【経済・雇用貢献型】
③【地域生活・産業基盤型】
④【地域資源産業型】
⑤【商店街型】

2 委員会において評価を行う際の基準は、別表のとおりとする。

3 委員会において評価を行う際の評価委員は、県職員及び有識者により構成する。

(申請)

第5条 復興事業計画の認定の申請は、当該計画の中小企業等グループの代表者が岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 復興事業計画の認定の申請を行った者が、同一年度内に提出した復興事業計画認定申請書の一部変更して再度申請する場合には、岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書（再申請用）（様式第1-1号）により、変更に関する部分以外の関係書類等を省略して申請することができる。

(認定)

第6条 知事は、委員会の意見を参考にし、予算の範囲内で復興事業計画を認定する。

2 知事は、復興事業計画の認定をしたときは岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定書（様式第2号）を交付する。

3 前2項の規定は、次条の変更申請があった場合に準用する。

(変更申請)

第7条 知事の復興事業計画の認定を受けた者が、復興事業計画の変更認定の申請をする場合には、岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画変更認定申請書（様式第1-2号）により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、復興事業計画認定に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。

別表（評価基準）

	評価項目	評価内容
共通項目	グループの特徴	グループは複数の中小企業者等から構成され、地域で特に重要な役割を果たしている企業等ネットワークであるか ・県内におけるグループの役割や重要性等
	グループの各構成員	事業計画を実施した場合、特に県内中小企業者への効果が高いか ・グループ内における中小企業者等の役割や参画割合
	被害の状況	豪雨により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じているか、又は継続して使用することが困難となっているか ・施設や設備の被害の程度（全壊、半壊、一部損壊等）
		グループ機能の属性①、②、③、④、⑤に該当するグループについては、被災後、直前1月の売上が前年同期に比べて著しく低下しているか、又は当該グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じているか ・売上低下の程度 ・グループ機能に及ぼす損傷の程度
	復興計画の内容	復旧整備後の復興に向けた計画に発展可能性があり、必要な実施体制が構築されているか
	施設・設備の復旧整備等の内容	グループの復興に必要で合理的な復旧整備計画であり、必要な実施体制が構築されているか
		グループが事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な施設及び設備を復旧・整備する経費又は従前の施設・設備への復旧では事業再開等が困難である場合、事業再開・継続、売上回復等に必要の新分野需要開拓等の実施に係る取組（新分野事業という）に要する施設・設備の整備に要する経費であるか ・計画に該当する施設や設備復旧・整備の必要性等
		【宿舎整備のための事業】 グループが事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、新分野事業に資する宿舎整備のための事業に要する経費であるか ・宿舎整備のための事業の必要性
		【商業機能の復旧促進のための事業】 グループが事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、商業機能の復旧促進のための経費であるか ・商業機能の復旧促進の事業の必要性

グループ機能の属性別項目	I	【サプライチェーン型】	
		①グループ外の企業や他地域の産業にとって重要な役割を果たしているか	
		重要度	サプライチェーンにおいてグループが重要な役割を果たしているか ・グループ外の企業等に対する特別な製品・技術・サービスの提供等
		【経済・雇用貢献型】	
		②事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いか	
		県内貢献度	グループの事業規模等が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いか ・県内における経済・雇用への波及効果等 ・グループの県内における企業数、売上高、雇用者数等
		【地域生活・産業基盤型】	
		③一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか	
		産業基盤性	雇用圏や市町村単位程度において経済的・社会的に基幹となる産業群であるか ・グループが地域にとって不可欠な産業群を担っていること等
		地域貢献度	当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか ・グループの事業者数、売上高、雇用者数等
		【地域資源産業型】	
		④地域資源を活用し、グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成への貢献度が高いか	
		集積度	地域資源を活用した、グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成等、重要な産業群であるか ・グループが地域にとって不可欠な産業群であること等
		地域貢献度	当該地域における復興・雇用維持に不可欠であるか ・グループの事業者数、売上高、雇用者数等
	II	【商店街型】	
	⑤地域住民の生活等に不可欠な商業機能等を担っているか		
	社会的機能性	地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであるか	
	商業機能性	当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められるか。	
	商業集積度	今後の県内市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められるか。また、商業機能の復旧促進の事業区域は、市町村の商業集積地となることが決定しており、市町村の同意を得ているか。	

様式第1号（第5条関係）

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

中小企業等グループ代表者

郵便番号

住 所

名 称

代表者名

印

【連絡先】

郵便番号

住 所

名 称

担当者職氏名

TEL

/FAX

/E-mail

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業における復興事業計画について関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画の目的

産業活力の復活 被災地域の復興 コミュニティの再生 雇用の維持・拡大

2 事業計画に要する経費

区 分	事業全体に要する経費
補助事業に要する経費	金 万円
補助金申請予定額	金 万円
その他（自己資金等）	金 万円

3 中小企業等グループの参加企業数

企業・団体数

者

4 復旧整備等の完了（予定）年月日

年 月 日

○添付書類

- （別紙1）中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書
- （別紙2）事業者別復興事業計画書
- 暴力団排除に関する誓約書
- その他知事が必要と認める資料

様式第1-1号(第5条関係)

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書(再申請用)

年 月 日

岡山県知事 殿

中小企業等グループ代表者

住 所

名 称

代表者名

印

連絡先

住 所

名 称

担当者職氏名

TEL / FAX / E-mail

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の復興事業計画について 年
月 日付けの申請を一部変更した内容で申請します。

なお、変更しない部分に係る書類については、その際に提出した書類を使用願います。

記

1 中小企業等グループの名称

2 事業計画に要する経費

	変更前	変更後
事業に要する経費	金	金
(補助金申請予定額)	金	金
(その他)	金	金

3 中小企業等グループの参加企業数

	変更前	変更後
企業・団体数	社	社
(中小企業者)	社	社
(中小企業者以外)	社	社

4 事業完了(予定)年月日

変更前	変更後
年 月	年 月

5 変更内容

別添のとおり

別添

項目	変更前	変更後

様式第1-2号(第7条関係)

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画変更認定申請書

年 月 日

岡山県知事

殿

中小企業等グループ代表者

住 所

名 称

代表者名

印

連絡先

住 所

名 称

担当者職氏名

TEL

/FAX

/E-mail

年 月 日付け 号で岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画の認定の通知がありました復興事業計画について、計画の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 中小企業等グループの名称

2 変更理由

3 変更の内容

(1) グループとして共同して行う復興事業の変更内容

別紙1のとおり

(2) 事業計画に要する経費

区分	変更前		変更後	
補助事業に要する経費	金	万円	金	万円
補助金申請予定額	金	万円	金	万円

(3) 中小企業等グループの参加企業数

区分	変更前		変更後	
グループ構成員数		社		社

○添付書類

(別紙1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書

(別紙2) 事業者別復興事業計画書(変更のある事業者のみ)

暴力団排除に関する誓約書

その他知事が必要と認める資料

様式第2号（第6条関係）

年 月 号
日

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定書

様

岡山県知事

年 月 日付けで（変更）申請のありました岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画については、岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱第6条の規定に基づき認定します。

記

中小企業等グループの名称